

佐賀県告示第 146 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり主たる事務所の所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和 3 年 5 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

事業所名称	開設者名称	主たる事務所の所在地		事業所所在地	変更年月日	
江口病院介護支援事業部	医療法人ロコモメディカル	旧	小城市三日月町金田 1054 番地 2	小城市三日月町金田 1056 番地 1	平成 30 年 9 月 1 日	
		新	小城市三日月町金田 1178 番地 1			
デイサービスよろず庵	医療法人ロコモメディカル	旧	小城市三日月町金田 1054 番地 2	小城市三日月町金田 1071 番地 1	平成 30 年 9 月 1 日	
		新	小城市三日月町金田 1178 番地 1			
訪問看護ステーションまどか	有限会社佐賀ステリィサービス		伊万里市松浦町山形 5255 番地	旧	西松浦郡有田町黒川丙 627 番地 16 メゾンせいわ 201	平成 30 年 12 月 15 日
				新	西松浦郡有田町黒川丙 627 番地 20	